

《研究ノート》

立証の構造について

—「トゥールミン式」を中心にして

嶋崎 隆

一 対話の論理に関する研究動向

対話、議論、レトリックなど、要するに言語的コミュニケーションについて現在、一定の関心の高まりがある。たとえば、アメリカのN・レッシャーは肯定側と否定側に分かれての論戦の構造とバターンを分析⁽¹⁾し、西ドイツのP・ロレンツエン、K・ローレンツらのエアランゲン学派の「対話論理学」⁽²⁾も、論戦の構造を数学的論理学の新しい解釈（構成主義）に基づき、体系化しようと試みている。フランスフルト学派のJ・ハーバーマスらの「コミュニケーション能力論」は、日本でもよく紹介・検討されている。フランスでは、R・バルトが新レトリック形成の準備作業として、旧レトリックの歴史と体系を描写了⁽³⁾。ベルギーのCh・ペレルマンは、「何が正しいか」という倫理問題から発しながら、「説得の論理学」としての新レトリックを提唱している。他方、社会主義国でも、アカデミックな

立場からはもちろん、人民の能力の結集・発揮と上部からの政治的組織化による社会主義建設という視点から対話やレトリックの分析が試みられている。東ドイツには、数学的論理学者のG・クラウスやF・レーザーらの試みがある⁽⁴⁾。

日本では、一九三〇年代に軍国主義的勢力との対抗関係のなかで対話・レトリック哲学ともいべきものが展開された。三木清、林達夫、中井正一、速水敬二らの京大出身者であるが、興味深いことに誰一人として京都帝国大学にとどまりえなかつた。久野收氏は彼らの業績を紹介しながら、自らも対話・レトリックについて考察している。また井筒俊彦氏は禪問答（禅的対話）を分析し、返す刀で西洋流の議論法を単に常識的な言語観に基づくものだとして批判される。

他方、マルクス主義の論理学とされる弁証法からの分析はどうか。結論的にいえば、マルクス主義が民主主義の貫徹→解消とされる共産主義理念を提倡しながらも、民主主義の基礎にある対話を通じての合意の過程を十分に分析したとはいがたい。従来、弁証法が古代ギリシアの*dialektika*（ディアレクティケ、対話問答法）に由来することが自明の前提のように語られながらも、単にその哲学史的事実が認讃されるにとどまり、その意義が十分に把握されなかつた。もし古代ギリシアの民主主義の基礎をなすディアレクティケのなかから弁証法が生じてきたことの意義が十分に認知されていれば、弁証法的立場から対話の論理と倫理が積極的に探求されたことであろう。そしてまた、この研究は弁証法のドグマ化を防ぎ、「弁証法の

民主化」に寄与することになろう。——以上は弁証法研究に携わってきた筆者の自己反省でもある。

さて、以上の傾向にある程度共通して流れる問題意識は、従来の論理学がこのテーマを扱えないということである。これは主に伝統的な形式論理学と現代の論理学たる数学的論理学（記号論理学）への不信である。伝統的論理学の三段論法論も、現実の生き生きした対話・論争の過程を分析するにはあまりにも古臭いものになっているし、さりとて数学的論理学の厳密な演繹的論理もこのテーマの多様性・柔軟性にそのままでは対応しえていない。要するに論理学は合理的な推理の科学と考えられながらも、実際の対話・論争の過程を分析しえていないといえよう。

二 トゥールミンらの論証法における問題意識

S・トゥールミンらの論証法は以上の傾向のなかの一つであり、興味深い内容をもっている。トゥールミンはN・R・ハンソン、Th・クーン、P・ファイアーベントらとともに「新科学哲学」に属している。従来の「論理実証主義」、「科学哲学」、「分析哲学」などと称されたグループをのり越えてこの学派が成立してきたのであるが、その特徴の一つに、「真理」なるものが超歴史的な固定したものではなく、あくまでも間主観性の所産であり、科学者集団のような社会的コンテキストのなかで獲得されるものだという主張がある。⁽¹⁰⁾ これはクーンのバラダイム論に明瞭にみられるが、対話的過程のなかで真理を追求し、

合意を形成するという考え方との傾向と関係をもつてゐると思われる。

『論証法入門』はニューヨークとロンドンで発刊されたが⁽¹¹⁾、この著作の背景にはまた、現代資本主義の繁栄が想定されよう。とくにアメリカ合衆国に顕著であるが、一定の市民的民主主義がそこにあり、開拓者精神に富む企業家が活躍するといった事情である。アメリカでは自己主張と説得の武器であるレトリックの教師が数千人もいるとのことだが、議論法やレトリックがきわめて実際的な意味で用いられていることはいうまでもない。たとえば、セールスマンが巧みに商品を売りこむにはどうしたらよいか、立候補者がどのように自分をイメージ・アップし、自分の主張を浸透させるか——。あとで述べるように、トゥールミンらは論証の一 分野として「マネジメント」をとり上げているが、彼らの研究はこうした実践的な社会背景をもつている。

さて、トゥールミンはすでに『議論の使用法』の第三章「議論のレイアウト」で、独自の論証図式（以下で「トゥールミン図式」と名づけられるもの）をとり扱っており、『論証法入門』は、彼のこの方面での第二作目であろう。『論証法入門』は論証の構造をより具体的に展開しているので、以下ではこの著作を中心紹介・検討してみよう。

トゥールミンは論証行為を考えるさいに、単に狭い意味での専門家・研究者のレベルでなく、一般大衆の行なう「実際的論証」を念頭におく。「選択をするのは大衆であり、〔論証について〕

て考えるさい」彼らとの関わりあいは除去できない。大衆は推論を示し、彼らの決定を正当化しているわけだが、そういった見地から推論と決定を考察しなければならない。(P. 16) 民主主義の基礎として対話(言語的コミュニケーション)を考える筆者にとって、この視点は注目に値する。さらに、論証行為が「公共的・間人格的または社会的なものである」(P. 9)とも指摘される。論証とは広く社会的行為なのである。数学や数学的論理学の狭隘性が批判されるのも、彼のテーマが大衆的論証行為を含むからである。そして彼によれば、「量的精密さ」という意味での正確さは多くの状況下で重要性をもつが、現象間の質的吟味をしたり、心理学の精神状態の分析、美的批評のさいには限界がある(P. 197)。さらにまた、「物理学のような精密科学ですら、部分的に個人的判断の使用に依存する、形式化されない解釈の局面を含んでくる」(ibid.)。この批判がまさに、ラッセル・ホワイトヘッドの『プリンキピア・マテマティカ』やヴィトゲンシャタインの『論理哲学論考』を典拠とし、精密科学としての物理学などを科学のモデルと考えた旧来の「論理実証主義」タイプの学派に向けられたことは明らかである。

トゥールミンらの論証法の特徴はおむね以下の二つにまとめられる。

- (1) 彼らが説得的に議論するために必要な論証の諸要素を確定し、それらを用いて論証の図式を形成したこと。この図式はどのような型の立証にも適用される。
- (2) 「論議のフォーラム」のさまざまな形態をとり上げ、そ

こでの論証行為の特殊性(特殊規則)を明らかにしようと試みたこと。「フォーラム」の例として、法廷、専門の科学者の会合、各種団体の委員会、医療相談、大学のセミナー、国会での公聴会などがあげられる。

III 論証の諸要素と「トゥールミン図式」

すべての論証に共通する諸要素として以下の六項目があげられる(P. 25-7)。

(1) 主張(C) 結論としていいたいこと。「主張」は「義的であったり、不明瞭であったりしてはならない」。

(2) 論拠(G) 「主張」の基礎づけであり、それを支えるものである。G. therefore Cとなる。

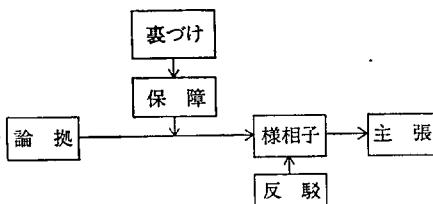
(3) 保障(W) (2)の「それゆえに」に隠されている含意であり、「論拠」から「主張」へのステップの正当化(P. 44)である。「論拠」と「主張」を結合するものである。

(4) 基づけ(B) 「保障」を十分に基礎づける背景的知識である。経験的に蓄積され広く是認された知識や、普遍妥当性をもつ理論や法則である。

(5) 様相的限定因子、略して様相子(M) 「提示された論拠の①強さと②妥当性の条件に関係する」(P. 69)要素である。たとえば、「必然的に」、「明白に」、「多分」、「おそらく」など。

(6) 可能な反駁、略して反駁(R) 「主張」にたいしてありうる反論を想定したもの。「支持的論拠の力をほりくずすかもしれない、普通でないまたは例外的な状況」(P. 75)を示す。

つまり「主張」の妥当範囲を明確にしたものであり、議論の公平さがこれで保たれる。

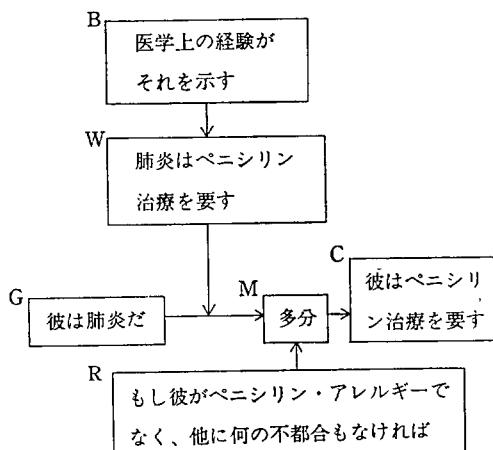


うになる (P. 78)。すなわち
まずその「論拠」をみだす
「」への帰結は「保障」によつ
て最終的に支える背景的要素とし
度合と強さは「様相子」で限定され
られる妥当範囲が制限され
ない驚くほど豊富な例をあげて
ので、一例をあげたい (下図)
(P. 77)。U・ベルクにならない
この図式を「トウールミン図
式」と名づけたい。

この図式は明らかに、ある命題を主張するための要素をすべて提示し、それら諸要素間の関係と構造を描いている。

間の関係と構造を描いている。この図式が論証の構造を表現しているとしても、これが伝統的論理学や数学的論理学の推論から明確に区別されることはいうまでもない。またこの図式のモデルが数学や物理学でなく、法廷的議論の組み立て

立てであることも明らかであろう。「トゥールミン図式」はレッシャー、ロレンツエンらにおけるように、討論の過程を分析したものではない。とはいっても、この図式の内容を一人の人間が一挙に展開することは可能としても、普通はこれほど分節化して主張することはない。この図式はあくまでも他者と論争し説得することを想定して組み立てられたものといえよう。それゆえ、この図式は対話・論争の過程に変換可能である。それを以下に試みよう。



彼はベニシリンで治療する必要がある。

B A
B A
A 彼は肺炎だからだ。

B A
B A
A どうしてそういえるのか。

B A
B A
A 医学上の経験がベニシリンの有効性を示している。

B A
B A
A 彼のケースにも有効だろうか。

B A
B A
A 多分ね。もし彼がベニシリン・アレルギーでもなく、他に何か不都合がなければね。

こうして「トゥールミン図式」は対話・論争の時間的過程にひきのばすことができる。最後に「反駁」が付加されるところはK・ボッバーの「反証可能性」を思いおこせるが、とにかくこの図式に従い、論証をしっかりと組み立てていけば、論争のさいに有利になることはまちがいない。

四 「トゥールミン図式」の問題点

「トゥールミン図式」には問題がなくはない。この図式内の諸要素の概念規定は必ずしも明確にされていないし、また実際の論証にさいしての、これら諸要素の適用基準もあいまいである。トゥールミンはむしろ例証的に説明しており、筆者としても諸要素の概念規定に苦慮するところである。ここからたとえば、「論拠」、「保険」、「裏づけ」はいずれも「主張」にたいしても意味で根拠であるから、この三者にはたして明瞭な区別があ

るのかという疑惑が生じよう。実際、トゥールミン自身が一つの命題を「保障」と「裏づけ」の両方に使用可能としている例はあるし(p. 242)、彼のあげた例にたいして、「保障」の命題を「裏づけ」に格上げし、別の「保障」をもつてくともできるようである。こうして論証の組み立て方は必ずしも一義的でないようみえるが、しかし、このことは「トゥールミン図式」がまったく無意味であることを意味するのではなく、「実際的論証」では、論証諸要素間の関係を柔軟に考えるべきであろう。

J・L・コーワンはまさにこのような意味で、トゥールミンの前著『論議の使用法』を批判する。⁽¹⁵⁾ 彼は「データ」と「保障」の区別のあいまいさをつき、事実的データも「保障」に使われることを指摘する。さらにコーワンによれば、「トゥールミン図式」ではよい論証と悪い論証の区別もつかないし、そもそも論証とはきわめて多様なものであり、図式化されるものではない。そして「トゥールミン図式」に代わるべきものは存在しない。

論証の良否は全体的に評価されるべきものであり、論証に用いられる素材(認識)が説得的かどうか、それが論証の諸要素に適切に配分されたかどうか、それら諸要素の有機的連関が捉えられたかどうか、などが基準になろう。コーワンは「トゥールミン図式」をほぼ全面的に否定するが、これではトゥールミンらの創造的問題意識は無視されてしまう。コーワンに従えば、結局もとの抽象的な形式論理へと後退するばかりである。

さらにJ・ベルクの批判がある。前に述べたように、彼は「トゥールミン図式」を「推理規則」と「帰結」の関係として、

かなり形式論理的に解釈する。彼の批判点は以下の三点に要約されよう。

(1) トゥールミンらは法廷的立証をモデルにしているが、これは「法律学において確立された論証方式を単に事実的に承認する」という危險性⁽¹⁵⁾を孕んでいる。つまり事実によりかかるあまり、論証法を厳密に構築することが看過されるということがある。

(2) 「トゥールミン図式」では、すべての分野に共通する(その都度の分野に依存しない)論証の構造が探究されながらも、他方、実際には内容的にのみ「論拠」から「主張」が導出されている。これでは首尾一貫しない⁽¹⁶⁾。

(3) トゥールミンらは論理学を単に形式的・論理的⁽¹⁷⁾内⁽¹⁸⁾含みの理論として狭く解釈したのちに、例の図式を代替物として提出したが、「論理的に合成された言明の防衛の理論としての実質的論理学」が可能なことを看過している。

結局、以上三点ともロレンツエン流の「対話論理学」を無視しているという批判に帰着するとしてよい。

第三点の「実質的論理学」とはこの「対話論理学」のことである。ベルクは「対話論理学」を中心据えて展開するからである。たしかに、トゥールミンはこの論理学に言及していないが、「トゥールミン図式」と「対話論理学」は内容的にずれているので、両立可能であろう。この点で、ベルクの批判は自らの立場を絶対的に正当化する、かなり強引な批判といえよう。これでは「対話」は成立しない。

五 論議のフォーラム

トゥールミンらの研究の第二の特色は、さまざまな分野(論議のフォーラム)における論証行為の特殊性(特殊規則)を解明しようと試みたことである。⁽¹⁹⁾各分野に共通する「トゥールミン図式」が成立するとしても、分野ごとの特殊性は残る。これを解明することは実際に論証するさいに必要なことである。たとえば、ある人の行為の是非を論ずるさいに、それを法律的に論ずるか道徳的に論ずるかで議論の仕方がまるで違ってくるからである。

各フォーラムの独自性を論証の目的の点から指摘しよう(p. 15)。「法廷的立証」の目的は事実・真実の確定であり、最後に判決を下さねばならない。「科学者の会合」では知的な問題が検討され、仮説や実験的ケースが示されるが、直接に聴衆に同意を求める必要はなく、自説を展開すればよい。「医療相談」では、最終的に何らかのポリシーが必要とされる。さらに「保証」の面からみると、「法廷的立証」ではそれは先例や法律であり、「科学者の会合」では自然法則などになる。

そしてまた、各フォーラムを「敵対的手続き」をとるか「非敵対的手手続き」をとるかという基準で分けることもできる。「法廷的立証」は敵対的手手続きをとる。そこでは利益上の争いが問題になり、一方の側が有利に解決される、つまり勝者と敗者が必ず決定される。しかし、敗者が自らの立場の不健全性を必ずしも納得する必要はない(p. 119f)。「科学者の会合」お

よら「芸術的批評」では、異なった仕方ではあるが、合意が目される。自然科学の分野では、「法廷的立証」に比べて強度に利益の共通性がある。映画、演劇、音楽などの批評では、完全な合意は必要でなく、「単に部分的真理に対する合意の要求を必要とする」(P. 119)。「政策」や「ビジネス」では、単なる合意でなく、実際的決定が要求される。とくに「政策」は普通、敵対的と合意的の混合である。

トウールミンは「論議のフォーラム」の差異を認識することは、どうして「論議のフォーラム」に言及しているのか、その目的は何かという実際問題と関わりてきわめて重要である。この差異を看過することは立証行為や論争を不毛なものにしかねない。

トウールミンは「論議のフォーラム」に言及しているが、第四部で法廷、(自然)科学、芸術批評、マネジメント、倫理の五分野に関するその特殊性を述べる。「論議のフォーラム」に関しては、多くの問題点が生じていると思われるが、いよいよ「マネジメント」をとり上げて検討してみよう(pp. 285—307)。

私的経営では利潤獲得が目的であり、しかも、限られた時間のなかで意志決定をする必要があるから、情報収集とそれに基づくストラテジーが重要になる。そこでの「裏づけ」の中心はシステム分析とコンピュータ・モデルである。奇妙なりといふトウールミンらは企業の社会的責任の問題などをまったく無視して、「組織はその特色として経営者にたいし、もつと車を売ること（または兵器を製造すること）が手段をよくするだらうか」という問題について深く考へることを要求しない」(P. 289)と指摘する。企業の社会的責任、企業倫理の問題はきわめて現代的なものであるが、「マネジメント」と「倫理」はまったく別のフォーラムに属しているので、企業の倫理は問題になりがない。しかし、各フォーラム間の相互関係やそれらの重層構造こそ問題にされるべきである。法や企業活動の根底には倫理があり、思想(価値観)があるはずであるから。

トウールミンは自らの図式を開拓するなかで、その他さまざまな問題に言及している。たしかにこれはテーマの性格に由来するものであり、形式論理学、法學を始めとして広範な知識を必要とするし、コミュニケーション能力、相互行為、レトリック、アナロジー、虚偽の問題などにも言及される。

トウールミンは幅広い知見に基づき、「トウールミン図式」を考案した。図式内の要素の規定などに以上で指摘された問題点があるとしても、これは図式の重要性を否定するものではない。この図式を修正・改良すれば、対話の論理のなかに積極的に位置づけることができる。

- (1) N. Rescher, *Dialogics*, New York, 1977. 内田種臣訳『対話の論理』紀伊國屋書店、一九八一年。
- (2) もしあたり P. Lorenzen/K. Lorenz, *Dialogische Logik*, Darmstadt, 1978. 参照。

- (3) 最近のものは J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, 2 Bde., Frankfurt/Main, 1981. 尺上倫理 M・ハーベマス、平井俊彦訳『言語的行動理論』

- 「的行為の理諭」(3)、未来社、一九八五年。
- (4) R. Barttes, *L'ancienne rhétorique*, Paris, 1970. 沢
皆知斗語『西漢書』ややや、新蔵、一九七九年。
- (5) Ch. Perelman, *L'empire rhétorique*, Paris, 1977. ii|
輪田語『論理と論理学』、理想社、一九八〇年。
- (6) G. Klaus, *Sprache der Politik*, Berlin-Ost, 1972; F.
Loeser=D. Schulze, *Erlerntheoretische Fragen einer
Kreativitätslogik*, Berlin-Ost, 1976. 6第8章; W.
Schmidt=E. Stock (Insg.), *Rede-Gespräch-Diskussion*,
Leipzig, 1984.
- (7) 指稿「日本における対話・ノーリック哲学の遺産と民
主主義の問題」、『社会科学研究年報』第八号、合同出版、
一九八四年所収。
- (8) 久野収『神は細部に宿りたまへ』三一書房、一九七七
年の第二部を参照。
- (9) 井筒俊彦「対話と非対話」、『思想』岩波書店、一九七
九年一月号。
- (10) りの点にハシヤバ、野家啓一「科学の解釈学」の
「試論」、「科学哲学」第一五号、早稲田大学出版部、一九
七八年所収を参照。
- (11) S. Toulmin=R. Rieke=A. Janik, *An Introduction
to Reasoning*, New York/London, 1979. 本輪田司用貞は
引用文のあとに挿入する。
- (12) S. Toulmin, *The Uses of Argument*, Cambridge,
1980. (First edition 1958)
- (13) 原文では URI (上部脳吸盤感染) がテータであるが、
便宜上、「虚炎」とした。
- (14) U. Berk, *Konstruktive Argumentationstheorie*, Stuttgart-Bad Cannstatt, 1979, S. 14. メタクが対象にしたの
は (12) の前著であるが、彼は「メタク」の圖式を次
のように形而論的に単純化している。
- データ —————→ 帰結
それゆえに
推理規則のみえい
- なお、メタクには前著では「論證」の代りに「メタ
タ」の語を使用する。メルクは「保障」と「裏付け」を
並べて「推理規則」とみなす。
- (15) 以下の批判点は J. L. Cowan, The Uses of
Argument—An Apology for Logic, in: *Mind*, LXXIII,
1964, p. 29, 31, 34, 40. 参照。
- (16) U. Berk, *op. cit.*, S. 215.
- (17) *Ibid.*, S. 212.
- (18) *Ibid.*, S. 214.
- (19) 「論證のハオーラム」を区分することは、從来指摘さ
れてきたようだ。アリストテレス『弁論術』における議論、
法廷、儀式の弁論の区分に由来する。三輪氏は『議論と價
値』(法律文化社、一九七一年)の第四部で、七種のフタ
ーハンのハオーラムに言及する。

(20) トゥールミンらは別の箇所で（P. 198）、「美学」、「美的議論」は敵対的でも合意的でもなく、主張が正しいか誤りかということよりも、その主張の重要性を明晰にするこ

とが目ざされる、と述べる。ここには少し論理のずれがあるようと思われる。

（一橋大学助教授）